SNSをめぐるトラブルの動向

高橋 暁子 ●ITジャーナリスト

SNS利用が低年齢化し、未成年による出会い系被害や不適切利用によるトラブルが増加。個人情報の悪用や、SNSで知り合った相手による詐欺や犯罪も目立つ。

■SNSで広がるバイトテロ問題

2019年は、学生アルバイトによる「バイトテロ」が多数起きた。2013年に起きたバイトテロは主にTwitterの不適切投稿が原因となったため、バカとTwitterを合わせた造語「バカッター」が2013年のネット流行語大賞で第4位にランクインしている。一方2019年は、Instagramに投稿された不適切な動画が原因となったため、同様に「バカスタグラム」などとも呼ばれた。

多くの不適切動画は、Instagramのストーリーズと呼ばれる24時間で自動的に消える動画投稿機能を使って投稿された。自動的に消えるため、油断して不適切動画を投稿した若者が多かったが、実際には保存が容易だったため、Twitterなどに転載されてしまい炎上したというわけだ。

10代を中心に人気が出た15秒までのショート動画共有アプリTikTokでも、同様にしてバイトテロ問題が起きた。背景には、若者たちが自撮り動画を気軽に投稿するようになったことがある。

■「パパ活」「ママ活」、実態は児童買春 か

未成年の利用が拡大したことで、未成年が成人 と知り合い、直接会ってしまうことで事件が多数 起きるようになった。特に匿名で複数アカウント が利用でき、キーワード検索もできて、10代に 人気が高く、未成年との交流が制限されていない Twitterでの被害が目立つ。

「パパ活」「ママ活」という言葉を聞いたことが ある人は多いだろう。パパ活とは、主に若い女性 が裕福な男性と食事をするなどの対価として金銭 を得る行為のことを指す。ママ活とは、若い男性 が裕福な女性に対して同様の行為を経て金銭を得 る行為のことだ。

パパ活、ママ活は、TwitterやInstagramなどの SNSを通じて若者が募集し、それに対して連絡を とった大人との間で成立する。必ずしも売春行為 は伴わないとされるが、実質は児童買春であるこ とも多い。一方若者が、パパ活、ママ活で性被害 などに巻き込まれることもあるようだ。

このような投稿の蔓延を危惧し、愛知県警が投稿に対して「こちらは愛知県警察少年課です。このツイートは児童買春などの被害につながるおそれがあります」などと返信。この動きが全国警察に広がった結果、同様の投稿は全国で約2万件減少したと言われている。

■SNSで出会い系被害にあう未成年

SNSをきっかけに起きた未成年誘拐事件は社会問題となった。代表的なものが、大阪の小6女

児が誘拐された事件だ。加害者の35歳の男と12歳の女児がやり取りに使ったのはTwitterのDM (ダイレクトメッセージ)だが、知り合ったきっかけとなったのは、人気オンラインゲームアプリと言われている。この事件の発覚を機に、未成年がSNS経由で成人男性と出会い、誘拐などにつながった事件が多数報道された。

警察庁生活安全局少年課の「平成30年における 少年非行・児童虐待及び子供の性被害の状況」に よると、SNSに起因する被害児童数は1811人に 上る。さらに「平成29年におけるSNS等に起因 する被害児童の現状と対策について」によると、 平成20年の「出会い系サイト規制法」改正以降、 出会い系サイトによる被害は減少し、大半がSNS による被害となっている。被害児童は高校生及び 中学生が9割弱を占める状態だ。

SNSでの交流に慣れている10代は、オンラインとオフラインにあまり差を感じていない。今どきの子どもたちは、SNSで交流した相手に会いに行くことに抵抗はほとんどないのだ。

加害者と被害者が出会うきっかけとなったゲームアプリ「荒野行動」は、10代に特に高い人気を誇っている。スマートフォンでも遊べる上、YouTubeのゲーム実況などでも人気が高いこと、友達と集まってプレイしたり、離れた友人と話しながらプレイしたりできる点が10代にうけているのだ。

10~20代を対象としたTesTee Labの「荒野行動に関する調査」(2018年11月)でも、「SNSで一緒にプレイする人を探してからプレイする」が14.7%いる。実は、Twitterで「#荒野行動フレンド募集」「#荒野行動してる人と繋がりたい」などのハッシュタグで検索すると、10代が自分のゲームIDを公開してフレンド募集している姿を多く見かける。

このゲームにはボイスチャット機能があり、声

に出して話しながらプレイできるようになっている。直接話しながらプレイできるため、相手に親 しみを持ったり、個人情報を伝えたりしてしまい やすいというわけだ。

また、SNSを通じて知り合った相手に自分の裸の写真を送付してしまう、いわゆる「自画撮り」被害も拡大している。警察庁の「平成30年における子供の性被害の状況」によると、児童ポルノ被害の中で最多は「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」、つまり自画撮り被害となっている。なお、被害児童は高校生が38.0%、中学生が34.5%、小学生も22.4%いる状態だ。

■SNSではびこる詐欺・犯罪

多くのユーザーが複数のSNSを使い、写真や動画を投稿している。それ故に、モザイクアプローチ²という手法により、ユーザーの個人情報を特定することが容易になっている。これによって、多くの犯罪が引き起こされている。

SNSに投稿した写真を使って、目に写った情報からアイドルの自宅を特定し、ファンがわいせつな行為をするストーカー事件が起きた。最近のスマホはカメラの性能が上がり、高解像度の写真が撮れる。写真の映り込みから、個人情報が特定できるようになっているのだ。

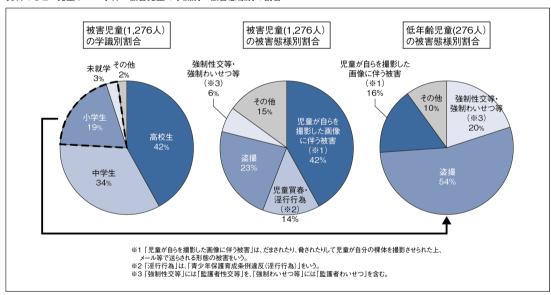
SNSの投稿から自宅を特定して空き巣を働く、SNS空き巣も目立つようになった。2019年5月には、美容・整形外科医として知られる高須克弥院長も、Twitterの投稿が原因で空き巣に入られるなどしている。SNSの投稿からは同時に、確実に留守の日時も特定できるため、空き巣に入りやすくなってしまうのだ。

その他、SNSでの詐欺行為も目立つようになった。個人間融資を募る法定外に暴利な闇金、儲かるとうたいながら投資金をだまし取る副業詐欺、商品が当選したとして連絡し個人情報を不当に取



出展:警察庁生活安全局少年課「平成29年におけるSNS等に起因する被害児童の現状と対策について」(https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/H29_sns_shiryo.pdf)

資料 4-3-2 児童ポルノ事件 被害児童の学識別・被害態様別の割合



出展:警察庁「平成 30 年における子供の性被害の状況」(https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/newsrelease/kodomonoseihigaih30-2.pdf)

得したり情報商材サイトなどに登録させたりする 詐欺なども、SNSで行われている。

■被害を防ぐためにできること

SNSによる未成年の被害を防ぐためには、保 護者が子どもの利用状況を把握しておく必要があ る。スマホ以外でも、ゲーム機やタブレットでも インターネットや SNS が利用できるので、子どもが持つ端末でできることを知っておこう。同時に、端末ごとに使用を制限できるペアレンタルコントロール機能が用意されているため、活用するといいだろう。iPhoneやiPad などのiOS端末の「スクリーンタイム」機能、Android端末の「ファミリーリンク」機能が該当する。利用して良い時間、利用時間の長さ、カテゴリ、アプリのダウンロード、課金などが制限できる。

ただし、単純に禁止してもこっそり隠れて使われてしまうと被害が拡大するので、必ずなぜどのように危ないのかを伝えた上で、子どもと約束を

SNSを通じて犯罪被害にあわないためには、 SNSでどのような犯罪被害が起きていることを 知ることが大切だ。SNSの投稿は安易に信用せ ず、お金を借りたり投資したりはしないようにし たい。

また、SNSに個人情報を出しすぎないことも大切だ。自宅や学校、会社などの場所が特定できる情報を出すと、ストーカー被害や空き巣被害につながってしまうので注意してほしい。写真や動画は多くの情報が伝わってしまうため、映り込みにも注意したい。

)

4

5

б

決めるようにするといいだろう。

^{1.} 主に飲食店や小売店などで、アルバイトなどの従業員が店の商品などを使って悪ふざけを行う様子を画像・動画で撮影し、SNSに投稿する行為。店のイメージダウンにつながることから、テロ行為になぞらえてこのように呼ぶ。

^{2.} 複数の SNS やネットサービス上に投稿されたテキスト・画像・ 動画などの情報を照らし合わせることにより、個人を特定する 手法のこと。



「インターネット白書ARCHIVES」ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年~2020年までに発行したインターネット の年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として 以下のウェブサイトで公開しているものです。

https://IWParchives.jp/

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- ●記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- ●収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の 著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- ●著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- ●このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくま で個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- ●収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名お よび年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記く ださい。
- ●オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D (初期は株式会社インプレス)と 著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全 に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的 な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D | 🖂 iwp-info@impress.co.jp